

現状と課題

男女平等の推進においては、国連が世界をリードする重要な役割を担ってきました。

「国際連合憲章」や「世界人権宣言」、「国際人権規約」で、性差別の禁止を繰り返したい、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」、その後の10年を「国連婦人の10年」とし、1979年(昭和54年)に「女子差別撤廃条約」を採択しました。また、世界女性会議等での5回にわたる宣言や行動計画の採択など、女性の地位向上と女性差別の廃止への取組が図られてきました。

国では、「民法」や「国籍法」、「戸籍法」の改正による法整備の後、1985年(昭和60年)に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

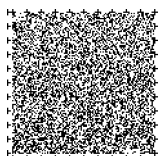
その後、「男女雇用機会均等法」の制定、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」の設置、「男女共同参画2000年プラン」の策定及び「男女共同参画社会基本法」の施行など、男女平等社会の実現に向けて、法令や計画等の整備が進められ、2015年(平成27年)には、「女性活躍推進法」が制定されました。

本市では、1986年(昭和61年)に策定した「藤沢市新総合計画第二次基本計画」の中に、「女性行政の推進」を位置付け、1990年(平成2年)に本市として、女性に関する初めての計画となる「ふじさわ女性行動計画」を策定しました。また、その後も、計画期間を10年ごとに定めた「ふじさわ男女共同参画プラン」のもとに、男女共同参画社会の実現に向けて、取組を推進しています。

しかしながら、本市が平成25年度に実施した「藤沢市男女共同参画市民意識調査」では、社会全体において、「男女が平等になっていると思うか」との問いに「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人が7割にのぼり、依然として市民は男女平等になっていないと感じていることがうかがえます。特に、非正規労働者として多くの女性が低賃金労働を担っている現状や、男女間の賃金格差や女性の差別待遇といった職場における男女間の格差は、依然、解消していません。

また、長時間労働や育児休業・介護休業を取りにくい労働環境が、仕事と家庭や育児との両立を困難にさせており、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のより一層の推進が求められています。

本市では、女性が職場において個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、「女性活躍推進法」に規定する市町村推進計画を「ふじさわ男女共同参画プラン2020」後期計画と一体のものとして策定し、推進に取り組めます。



恋人やパートナーからの暴力＝ドメスティック・バイオレンス（DV）は深刻化しており、その影響が子どもや家族など周囲にまで及ぶケースが少なくありません。

本市は、2013年（平成25年）に、「DV防止法」に規定する市町村基本計画として、「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を策定し、配偶者や恋人・家族等からの暴力防止及び被害者支援に取り組み、暴力を容認しない社会風土醸成に努めています。

DV被害者を支援するため、「市内DVネットワーク会議」において、支援、相談、援助方法の共通認識を持つなど、DV対策のための市内体制の整備を図るとともに、近隣市町村との情報交換、職員への研修による意識啓発に努めてきました。また、シェルター（一時保護施設）やステップハウス（中期滞在型生活支援施設）と連携して、被害者支援に取り組んできましたが、潜在的な被害者も多数存在するものと思われ、より一層、相談窓口や救済施策の充実が求められています。

一方、DV以外の性暴力や性的搾取による被害からの救済も重要です。被害者の心身の回復援助など継続的できめ細かな支援とともに、関係機関や支援団体との連携強化に努める必要があります。

女性も男性も、社会の対等な構成員として、自らの意思により、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに社会的責任を担う男女共同参画社会を形成していくためには、社会全体の性別役割分担意識の解消をはじめとする意識改革や平等教育、政策・方針決定の場への女性の参画推進が重要な課題となっています。

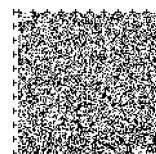
これまで、男女平等の社会づくりに向けた施策の充実・整備を図った結果、一定の成果が現れているものもありますが、今後も、あらゆる機会を通じた啓発や社会制度、慣習の見直しなど、より一層の取組と推進体制の整備に努める必要があります。

施策の方向性

(1) 男女間の賃金格差と職場における待遇格差の是正

女性一般労働者の給与水準は、男性一般労働者の約7割という賃金格差の解消及び女性パートタイム労働者など非正規労働者の処遇改善について事業主等への啓発に努めます。性別による採用・配置・昇格等における直接・間接の差別的取扱いの是正、女性の教育訓練・キャリア形成及び職域拡大についての取組や管理職への登用についても事業主等への啓発に努めます。

また、本市の女性職員について、職域拡大や管理職登用を推進します。



(2) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

女性の意見が市政に十分反映されるように、審議会などの女性の参画を推進し、女性委員が半数を占めることをめざします。

また、地域団体や自治会などに対しても、女性がリーダーや役員として登用されるように働きかけます。

(3) 働きやすい労働環境の整備 新

男女がともに職業生活と家庭生活を両立できるよう、長時間労働の抑制に向けて、企業や関係機関への働きかけを進め、働きやすい環境づくりのための育児、介護休業制度の普及・促進を図り、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境整備を図ります。

(4) ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と被害者救済対策の充実

深刻化するDV被害者を救済するため、相談機能の一層の充実を図るとともに、DV対策のための庁内体制の整備、NPO等との連携強化、近隣市町村との広域協力を推進します。加えて、DVの未然防止のために、日頃からの意識啓発に力を注ぎます。

また、県下において、加害及び被害ともに増加傾向にある男性のDV相談に関し、県、他の自治体及び人権関連団体と連携し取組を図ります。

(5) ハラスメントの根絶と被害者救済

職場などでのパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等のハラスメント行為防止のための意識啓発を進めるとともに、被害者救済のために、関係機関と連携した支援を行います。

(6) 防災分野における男女平等の推進 新

東日本大震災等を教訓として、防災や避難施設の運営等において男女の人権が尊重されるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の確立に取り組みます。

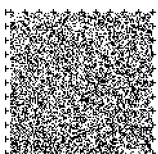
(7) 男女平等教育と意識啓発の推進

保育、幼児教育、学校教育においては、発達段階に応じた男女平等教育に積極的に取り組みます。学校教育では、男女共同参画の視点に立ち、多様な選択を可能にする総合的なキャリア教育を推進します。社会教育においては、男性が地域・家庭に主体的に関わるための講座や女性の人権に関する学習機会の提供、固定的性別役割分担の解消についての意識啓発など、多様な角度から男女平等意識の醸成に努めます。

また、家庭、地域、職場、学校など、社会のあらゆる場面において、男女平等意識が醸成されるよう、さらなる情報提供や啓発活動の充実に努めます。

(8) 推進体制の充実及びネットワークの整備

性差別のない男女共同参画社会を築くために、市民・NPO・企業・関連諸団体とのネットワークを整備し、推進体制の充実を図ります。



現状と課題

1989年（平成元年）に国連総会において採択された「子どもの権利条約」において、子どもたち一人ひとりの人としての権利や自由を尊重し、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などが規定され、家庭や社会生活などのあらゆる分野において、子どもの最善の利益を考慮しなければならないとされており、国は、1994年（平成6年）にこの条約を批准しました。

国では、条約の批准後、子どもの人権を守るため、「児童買春禁止法」、「出会い系サイト規制法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子ども・子育て支援法」など、さまざまな法律を整備しています。

しかしながら、子どもの虐待やいじめ、SNSなどインターネット上におけるいじめ問題など、子どもの人権を侵害する深刻な問題が後を絶ちません。

「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、子どもに起きていると思う人権問題は、「いじめ」が7割強で最も高く、次いで「虐待（身体的・心理的・性的・育児放棄）」、「親の事情による不安定な生育環境」と続いています。また、人権擁護のために必要なこととして、「子どもに自分も他者も大切であることを教える」が5割強で最も高く、次いで「相談・支援体制の充実」、「保護者への啓発、相談の充実」と続いています。

本市では、次代を担う藤沢のすべての子どもたちが、いじめで苦しむことのないよう、2015年（平成27年）3月、基本理念や社会の役割等を定めた「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を制定しました。

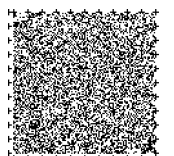
市は、この条例に基づき、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標とし、いじめのない社会の実現をめざして、市を挙げていじめ防止施策を進めています。

また、年々増加する虐待に対しては、早期発見や発生後の迅速かつ適切な対応を行うとともに、児童虐待防止ネットワークを活用し、地域の関係機関や市民との連携による活動を行っていますが、これからは、更に社会全体で取り組んでいくことが求められています。

さらに、近年の少子化の進行や核家族化、地域とのつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、身近な地域で相談、協力を得ることが困難な状況になっており、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっている現状にあります。

また、共働き家庭も増加傾向にあり、保育所等への入所希望が多い状況から、待機児童の解消が喫緊の課題となっており、保育施設等の整備が急務となっています。

子どもが健やかに育つ環境をつくるため、地域における子育て家庭への支援体制の充実を図る必要があります。



学校教育においては、すべての教育活動を通じて、子どもたちが人権の大切さを共感的に受け止め、人権について考え、人権への配慮が態度や行動に現れるよう、取り組んでいます。さらに、いじめや不登校、体罰・ハラスメント等の防止に向けても、適切な支援・指導体制づくりを進めています。

子どもたちを取り巻くさまざまな問題に対処するためには、学校・家庭・地域・行政が連携を図り、人を思いやることのできる豊かな心を持った子どもたちの育成や、健全な社会環境づくりに取り組むことが必要です。

施策の方向性

(1) 児童虐待防止対策の推進

保健・医療・福祉・教育・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の充実を図るとともに、「要保護児童対策地域協議会」を通じた連携による相談・支援体制を強化する取組を進めます。

(2) 相談・支援体制の充実

休日や夜間にも対応できる相談体制の推進を図るとともに、いじめ、不登校、問題行動といったさまざまな課題を抱えた子どもや保護者からの悩み相談に初期段階で対応し、早期解決に向け、相談員、カウンセラーを増員するなど学校における支援体制を強化します。また、不登校の子どものための相談支援教室の充実を図ります。また、障がいのある子どもやその家族の気持ちに寄り添った多様な支援を提供することができるよう関係機関が連携した相談窓口の整備を図ります。

(3) 教職員への人権意識啓発の取組 新

子どもの最善の利益を図るため、子どもをいじめから守る取組の推進や、体罰やハラスメント等の防止に当たり、教職員一人ひとりの人権意識の向上に努めます。

(4) 子育て支援の充実

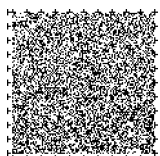
平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新たに策定した「子ども子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実を図ることにより、子ども・若者の健やかな成長を支援します。

① 保育所等の整備による定員拡大

多様な保育ニーズに応えられるよう、認可保育所や小規模保育施設等の計画的な整備により定員拡大を図り、待機児童の解消を図ります。

② 子育て家庭の交流の場の提供

子育てに関する相談や親子同士の交流、子育てに関する情報提供などのより一層の充実を図るとともに、子育て家庭のニーズに合わせた多様な支援や相談体制の充実を努めます。



(5) 子どもが健やかに育つ環境づくりの推進

子どもの人権が尊重され、健やかに育つまちづくりのために、学校・家庭・地域（市民）が協働し、暴力、性暴力、売買春、薬物といった犯罪防止及び喫煙、飲酒等の防止のための取組を推進します。

また、このような犯罪につながる可能性があるSNSなどインターネット環境から、子どもが犯罪に巻き込まれないよう啓発に努めます。

(6) 子どもの意見尊重と人権擁護

「子どもの権利条約」の趣旨に基づき、子どもが意見表明できる機会や、子どもの声をまちづくりに反映できるよう取組を図ります。

また、子どもに関わる機関や団体等が連携して子どもの人権擁護に努めます。

(7) 小・中・特別支援学校における「藤沢の支援教育」の推進 **新**

「ともに学び、ともに育つ」学校教育をめざし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行えるよう、計画的に多様な学びの場を整備し、「藤沢の支援教育」を推進します。「藤沢の支援教育」の推進に当たっては、保護者との連携等に努め、子どもたちに適切な支援を行っていくことをめざします。

(8) 子どものいじめ防止等の取組 **新**

① 「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処など、いじめ防止等に関する対策を総合的かつ効果的に推進します。

② 「藤沢市いじめ問題対策連絡協議会」において、いじめのない社会の実現をめざして、関係機関と連携し、いじめ防止施策の推進を図ります。

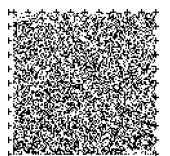
③ いじめによる重大事態が発生した場合には、教育委員会に設置する「藤沢市いじめ問題調査委員会」及び市長部局に設置する「藤沢市いじめ問題再調査委員会」において、適正に調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に当たります。

(9) 外国につながる子どもへの学習及び生活支援の推進

学校や社会生活に適応できるよう、日本語の習得など、一人ひとりの子どもの状況に合わせた支援に努めます。

(10) 子どもの貧困対策の推進 **新**

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、夢と希望を持って成長できる社会の実現に向け、保護者に対する就労、生活支援の充実を図るほか、子どもに対する学習支援や居場所づくり等、子どもに視点を置いた切れ目のない貧困対策を推進していきます。



現状と課題

1991年（平成3年）、国連において、高齢者の自立・参加・ケア・自己実現・尊厳の実現を5原則として掲げた「高齢者のための国連原則」が採択され、その翌年、国連原則の更なる普及・促進を図るため、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とすることが決議されました。

国では、急速に高齢化が進む中で、国民一人ひとりが、生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会をめざし、1995年（平成7年）に「高齢者社会対策基本法」を制定しました。これに基づき、2012年（平成24年）に閣議決定された「高齢社会対策大綱」を基本とした各種の施策を講じています。

介護保険制度の普及・活用が進む一方、家庭や介護施設における身体的・心理的虐待や介護の放棄（ネグレクト）等の課題が表面化し、社会的な問題となり、2005年（平成17年）に高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進することを目的とした「高齢者虐待防止法」が制定されました。

また、高齢者の約4人に1人が認知症又はその予備軍といわれることから、国では、2012年（平成24年）に策定した「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」の取組状況等を踏まえ、2015年（平成27年）に、認知症高齢者等の虐待防止や、認知症の人やその家族の視点を重視した取組の推進などを盛り込んだ「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定しました。

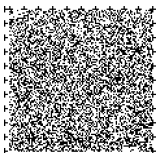
「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、高齢者に起きていると思われる人権問題は、「悪徳商法、特殊詐欺（振り込め詐欺等）の被害が多いこと」が7割弱で最も高く、次いで「働く場所や能力を発揮する機会が少ないこと」、「経済的に自立が困難なこと」と続いています。また人権擁護のために必要なことは、「高齢者が生活しやすい環境の整備」が5割台半ばで最も高く、次いで「介護、在宅サービスや福祉施設・病院の充実」、「高齢者の就労や能力を発揮する場の確保」と続いています。

少子高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増加し、地域との関わりが希薄となることなどから、孤立死・孤独死などの課題が生じています。

また、悪徳商法、振り込め詐欺などの特殊詐欺等の被害も増加傾向にあります。

高齢者が自立の上、社会参加し、尊厳を持って自己実現していくためには、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、支援体制の充実と福祉事業者・従事者の人権意識の向上が求められます。

本市では、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく3ヵ年計画として「いきいき長寿プランふじさわ2017」を2015年（平成27年）3月に策定しました。高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等が身近な生活圏域で切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現をめざし、さまざまな高齢者施策に取り組んでいますが、今後も、同プランに基づき、地域に根ざした着実な取組が求められます。



(1) 権利擁護体制の充実

高齢者が認知症になった場合でも、自己の尊厳を保ち、安心して日常生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図り、高齢者を狙った悪徳商法や特殊詐欺等の被害を防ぐなど、高齢者の権利擁護に向けた取組の充実に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

さまざまな分野の関係機関との連携を深め、高齢者一人ひとりが自分らしく暮らし続けていけるよう、身近な地域での総合的な相談支援体制の充実に努めます。

(3) 高齢者虐待防止の取組 新

高齢者が安心して生活できるよう、地域での声掛けや見守りなどにより、高齢者虐待を未然に防ぎ、養護者を孤立させない支援の充実に努めるとともに、福祉・介護施設等との連携を図るなど、高齢者虐待の防止を進めます。

(4) 認知症の人及び家族への支援 新

今後、ますます高齢化が進む中で、増加が予想される認知症の人や家族に対し、情報提供や相談等の支援に努めるとともに、認知症に関して正しい理解が図られるよう広く啓発に努めます。

(5) 介護施設サービスの利用者支援の取組 新

介護サービスの提供を受けている利用者や家族の声を聞き、サービス内容などに関する疑問や不安などを解決するための取組を行います。

(6) 就労支援の充実 新

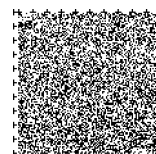
高齢者の雇用促進に向けて、国や県、関係団体等と連携し、市内の企業、事業所等へ雇用等の啓発を行うなど、高齢者の就労支援の充実に努めます。

(7) 支えあいの地域社会づくり 新

誰もが安心して暮らし続けることができる地域をめざし、高齢者の実情やニーズにあった支援や多様な社会参加ができるよう、民生委員・児童委員や自治会・町内会、その他さまざまな事業者などと連携・協力して、地域で支えあうまちづくりを進めます。

(8) 情報提供の充実

高齢者向けサービスに関する情報をわかりやすく提供します。特にひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯に対しては、丁寧な対応に努めます。



(9) 災害時の避難支援体制の推進

ねたきりの高齢者や認知症の人等が、災害時に迅速な避難ができるよう、市民センター・公民館と地域の自主防災組織や高齢者施設等とが連携して、避難支援体制づくりを推進します。また、地域での防災に対する意識を高めるとともに、避難後に必要となる介護や医療等のニーズに対して支援を行うための体制整備を推進します。

(10) バリアフリー社会の推進

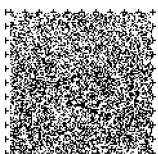
バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、誰にでもやさしいまちづくりを総合的に推進します。

(11) 福祉事業者・従事者への人権啓発の支援

高齢者に関わる福祉事業者・従事者に対する人権研修等の啓発活動の支援を行います。

(12) 高齢者理解の教育、啓発の推進

小・中・特別支援学校においては、日常かつ体系的に福祉教育を行い、高齢者への理解と思いやりの心を育てます。



現状と課題

国連は、1975年（昭和50年）に「障害者の権利に関する宣言」を決議し、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」と決めました。1982年（昭和57年）には、「障害者に関する世界行動計画」を策定し、1983年（昭和58年）からの10年を「国連障害者の10年」と定めるなど、各国に対して、障がい者施策推進の取組を求めました。

2006年（平成18年）、国連総会において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。

国は、これを受け、2007年（平成19年）に「障害者権利条約」に署名し、国内法の整備に着手しました。2011年（平成23年）「障害者基本法」を改正し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止の概念を新たに盛り込むと、同年、「障害者虐待防止法」を制定、また、2012年（平成24年）に「障害者自立支援法」にかえて、新たに障がい者の範囲の拡大や、障がい支援区分の創設、障がい福祉サービス等を規定した「障害者総合支援法」を制定しました。

2013年（平成25年）には、障がいを理由とする差別の解消を目的として、国や地方公共団体における合理的配慮の提供の義務などを定めた「障害者差別解消法」を制定し、また、同年、「障害者雇用促進法」を改正するなど、国内法が一定整備されると、国は、2014年（平成26年）1月、「障害者権利条約」を批准しました。

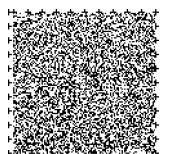
本市では、障がい福祉施策を総合的、一体的に実施するため、2015年（平成27年）3月に、障がい者計画と障がい福祉計画をあわせて、「ふじさわ障がい者プラン2020 さらり ふじさわ」を策定しました。

本市における障がい者数（身体、知的、精神、各障がい者数の合計、延べ数）は、2015年（平成27年）4月現在で、16,378人であり、2010年（平成22年）から19.3%増加しています。障がい者数は、全障がい種別で増加しており、今後も増加が予測されています。

今後は、障がい者数の増加に対応するため、地域生活支援ニーズに応じたサービス提供体制の充実、及び地域生活を支える相談支援体制の強化といった課題に対し、関係機関との連携を進める中で、着実な取組を図ることが重要です。

2014年（平成26年）6月の障がい当事者を対象にした「障がい者計画・障がい福祉計画の見直しに関するアンケート調査」の結果によれば、障がいがあることが原因で不当な差別を受けた経験の有無について、6人に1人が「不当な差別を受けた経験がある」と回答しています。

2016年（平成28年）4月からは、前述の「障害者差別解消法」が施行されます。本市では、法の内容に関する普及啓発を図るとともに、合理的配慮の考え方を広め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めています。



すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助けあい、自分らしく生活できる共生社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消、障がいを理解する教育・啓発、障がいのある人の自立と社会参加及び雇用の促進、虐待の未然防止や早期発見・早期対応等の取組が求められています。

施策の方向性

(1) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組 **新**

「障害者差別解消法」の理念に基づき、障がいを理由とする差別について、関係機関と連携し、差別の解消及び合理的配慮の推進等に関する周知・啓発を行います。また、地域における差別の解消等を目的に、障がいのある人や、その家族、並びに関係機関と連携し、障がい者差別解消支援地域協議会の設置に向けた取組を進めます。

(2) 権利擁護体制の充実

精神障がいや知的障がいのある人などが、自己の尊厳を保ち、安心して日常生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るなど、障がいのある人の権利擁護に向けた取組の充実に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

障がいの多様化や環境の複雑化に伴う相談ニーズが拡大する状況を踏まえ、障がいのある人への相談窓口の充実を図り、関係機関が連携して、必要な情報や支援を提供できる体制の構築をめざします。

(4) 障がい者虐待防止の取組 **新**

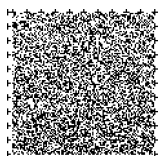
「障害者虐待防止法」に基づき、藤沢市障がい者虐待防止センターへの通報制度等の周知を図るなど、関係機関と連携し、障がい者虐待の防止施策の推進に向けて、継続的支援に努めます。

(5) 福祉サービスの充実

障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、「ふじさわ障がい者プラン 2020 きらり ふじさわ」に基づき、当事者の多様なニーズに配慮したきめ細かな施策を講じます。

(6) 就労支援体制の充実 **新**

障がいのある人の雇用促進と定着に向けて、市内の企業、事業所等に対して、障がい特性等の理解を進めるとともに、障がいのある人の働く場が充実するよう、また、職場定着ができるよう、国や県、関係団体等と連携し、就労支援の体制や啓発事業等の取組の充実に努めます。



(7) 社会活動への支援

当事者団体活動の充実に向けた環境づくりに努めるとともに、市政への当事者の参画を積極的に進めます。

また、障がいのある人が進んで社会活動ができるように、必要な支援体制の充実を図ります。

(8) 災害時の避難支援体制の推進

災害時等に避難が困難な障がいのある人の支援が円滑に進むよう、市民センター・公民館と地域の自主防災組織や障がい者施設等とが連携して、避難支援体制づくりを推進します。また、地域での防災に対する意識を高めるとともに、避難後に必要となる介護や医療等のニーズに対して支援を行うための体制整備を推進します。

(9) バリアフリー社会の推進

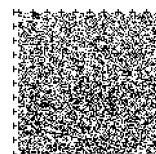
バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、誰にでもやさしいまちづくりを総合的に推進します。

(10) 心のバリアフリーの促進 新

障がいのある人に対する偏見等を解消し、障がいの有無にかかわらず、地域で自分らしい生活ができるよう、障がいに関する理解を深めるための更なる普及・啓発に取り組みます。

(11) 障がい理解の教育、研修の推進

学校教育、職員研修などの実効性を高めるため、必要に応じて障がい当事者講師の派遣や現場実習などをきめ細かく、継続的に実施します。



現状と課題

同和問題（部落差別）（以下「同和問題」という。）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、被差別部落の出身者・居住者及びその子孫に当たる人などが、日常生活の上で、いろいろな差別を受けているといった日本固有の人権課題です。

この問題の解決を図るため、国と地方公共団体は、1969年（昭和44年）から33年間、いずれも時限立法である「同和対策事業特別措置法」〔1969年（昭和44年）～1982年（昭和57年）〕、「地域改善対策特別措置法」〔1982年（昭和57年）～1987年（昭和62年）〕、及び「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」〔1987年（昭和62年）～2002年（平成14年）〕に基づき、地域改善対策を図ってきました。

その結果、被差別部落の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は、大きく改善されました。

しかしながら、2002年（平成14年）3月で、一連の時限立法による対策は終了したものの、被差別部落や被差別部落出身者等に対する差別意識と偏見は依然として根深く、差別解消に向けて継続的な取組が必要です。

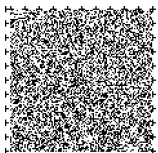
被差別部落出身者等への身元調査、就職差別、結婚差別、差別発言、差別落書き、インターネット上への差別書き込みなどの差別事件が今なお、後を絶ちません。

また、同和問題を口実にした「えせ同和団体」による不当、不法な行為は、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっているばかりでなく、差別意識と偏見を助長するものであり、毅然とした対応が求められます。

本市では、これまで当事者団体との連携や市民に対する人権啓発事業を行ってきましたが、同和問題の解決に向けて、今後も引き続き取組を進めていく必要があります。

「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、同和問題の認識度は、「同和問題を知らない」が1割台半ばで、認識度に関しては、比較的高い状況です。同和問題を初めて知ったきっかけは、「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」が最も高く、次いで「学校の授業で教わった」、「家族（祖父母、父母、きょうだい等）から聞いた」と続いています。同和問題に関して起きている人権問題では、「誤った認識や偏見が存在していること」が6割台半ばで最も高く、次いで「結婚問題で家族や周囲に反対されること」、「地域社会で不利な扱いをされること」と続いており、同和問題における偏見や誤った認識は、依然として存在し、継続的な課題となっています。

本市においては、同和問題の解決に向けて、相談体制の充実と当事者団体との連携、実態の把握、個人情報保護の徹底、えせ同和行為への対抗策、就職差別解消のための啓発など、同和問題に関する教育、啓発の推進等に取り組んできましたが、同和問題の解決に向けては、市民への啓発機会の拡充や企業等への更なる啓発の推進といった課題が挙げられます。



市民の同和問題に関する認識度は、比較的高いことをしっかりと捉え、今後も、同和問題の解決に向けた啓発機会の充実が求められます。また、窓口の相談員の研修や職場での意識啓発も必要です。

施策の方向性

(1) 相談体制の充実と当事者団体との連携

相談しやすい環境を整えるなど、相談体制を充実させるとともに、当事者団体、国、県及び他の自治体等と連携し、差別を解消するための取組を推進します。

(2) 実態の把握

人権全般や同和問題に関する人権市民意識調査を行うなど、実態把握に努め人権施策の推進に活用します。

(3) 個人情報の保護

就職差別、結婚差別に結びつく身元調査による個人情報の漏洩を防ぐため、戸籍・住民票取扱い窓口での対応を徹底します。

また、本人の権利利益の保護及び不正取得の抑止を図ることを目的として、2013年（平成25年）9月に、制度運用を開始した「本人通知制度」について、適正な運用を図ります。

(4) 同和問題に関する教育・啓発の推進

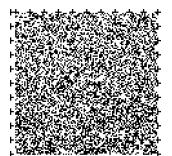
同和問題に関する正しい知識の習得と理解を深めるために、あらゆる機会を通し、教育・啓発に努めます。また、差別することを意図した図書などを購入しないよう、啓発に努めます。

(5) 就職差別解消のための啓発

就業や採用において、差別があってはならないことを事業主、教育機関、関係機関への啓発に努めます。

(6) えせ同和行為への対抗策

同和問題を口実として企業や行政機関に不当な要求や不法な行為を求める「えせ同和行為」に対する教育・啓発を市民、企業、職員に向けて行います。



現状と課題

本市には、2015年(平成27年)4月現在、約5,200人の外国籍市民が住んでいます。

2011年(平成23年)、本市として初めて、外国籍市民を対象とした「藤沢市外国人市民意識調査」を実施し、ニーズや意見等の把握を行いました。その中で「困っていることや不安なことは」という問いには、「災害(地震など)が起きたときの対応」という回答が最も多く、次いで、「日本語」、「仕事探し」、「急に病気になったときの対応」と続くなど、さまざまな課題が改めて浮き彫りとなりました。

また、本市には、歴史的経緯により朝鮮半島から日本に移り住んだ人々の子孫である在日韓国・朝鮮人の人々や、文化的・民族的背景など、何らかの形で外国につながるのある市民もいます。とりわけ、近年では、在日韓国・朝鮮人の人々などが悪質なヘイトスピーチの対象にされるなどの問題も生じています。

このように、外国につながるのある市民には、言葉をはじめ、労働・教育等、生活していく上で、多くの課題が存在します。

本市では、外国につながるのある市民を対象に生活・行政相談や多言語による情報提供等を行い、生活支援を行ってきましたが、互いの文化を認め合い、ともに生きる地域社会をめざして、2007年(平成19年)、国の「地域における多文化共生推進プラン」を参考として、「藤沢市多文化共生のまちづくり指針(以下「多文化共生指針」という。)」を定めました。

2012年(平成24年)には、外国につながるのある市民で構成する「外国人市民との共生を考える会議」[2013年(平成25年)から「藤沢市外国人市民会議」と改称]を設置し、外国につながるのある市民の意見を市政に反映できるよう努めています。

さらに、2014年(平成26年)2月、多文化共生指針の改定を行い、より一層の多文化共生の社会づくりの推進に向けて取り組んでいます。

市民の誰もが快適に暮らすためには、人種や民族、国籍を超えて、互いの文化を認めあいながら、ともに生きる地域社会づくりが必要です。

今後も、「多文化共生指針」に基づき、課題解決のための仕組みづくり、偏見や差別をなくすための教育・啓発など、当事者と協働して施策の推進を図ります。

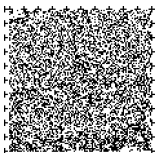
施策の方向性

(1) 外国につながるのある市民の権利の保障

「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、及び本市が定めた「多文化共生指針」等に基づき、外国につながるのある市民が差別や人権侵害を受けることがないように、人権施策を推進します。

(2) 外国につながるのある市民の市政への参加促進

「藤沢市外国人市民会議」における意見交換や、外国につながるのある市民の審議会等委員への参加を進めるなど、外国につながるのある市民の意見を市政に反映できるよう努めます。また、市が行う市民意識調査等については、調査目的等に応じて、要望内容や困りごとといった情報を把握しづらい外国籍市民も調査対象として実施するよう努めます。なお、外国籍市民の地方参政権については、基本的には、国の問題ではあるものの、本市においても十分に議論を深める必要があります。



(3) コミュニケーション支援 **新**

- ① 日本語を母語としない市民への日本語の習得を支援するため、行政をはじめ市民ボランティアや外国につながるのある市民等が協働して取組を進めます。
- ② 日本語を母語としない市民が安心して医療を受けられるよう、県及び他の自治体と連携し、依頼に応じ医療通訳者の派遣について支援します。
- ③ 外国につながるのある市民に対し、生活上必要な情報などを多言語で提供します。

(4) 相談・支援体制の充実

多様なニーズの相談にきめ細かく対応するため、外国語による支援を行う専門員を配置するとともに、NPO等と連携を図り、相談・支援体制の充実に努めます。

(5) 教育支援 **新**

外国につながるのある子どもへの学習支援の充実に努めるとともに、日本語を母語としない子どもへ、日本語指導教室や日本語指導員による日本語習得支援を図ります。

(6) 就学支援

不就学や学校になじめない外国につながるのある子どもには、個々のケースに即してきめ細かく対応し、支援に努めます。

(7) 就労支援の充実 **新**

外国につながるのある市民の雇用促進と定着に向けて、国や県、関係団体等と連携し、市内の企業及び事業所等への啓発に努めます。

(8) 保健・医療・福祉・介護支援

医療受診をはじめ、健康診断、国民年金や健康保険加入の促進、介護や子育て支援、さらに、障がいのある外国につながるのある市民の社会参加等について、一人ひとりが安心して暮らせるように支援します。また、国民年金の受給権のない高齢の外国につながるのある市民や障がいのある外国につながるのある市民に対する支援に努めます。

(9) 住宅入居等への支援

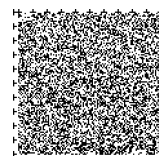
外国につながるのある市民の住宅入居等に関し、NPO等の関係団体と連携し支援を行うとともに、入居に当たり差別が生じないように意識啓発に努めます。

(10) 災害時の対応に備えた施策の充実

外国につながるのある市民が災害発生時に混乱なく避難できるよう、市内の要所に多言語あるいは、やさしい日本語を使用した案内を表示するとともに、災害時には、多言語による的確な情報提供ができるよう努めます。

(11) 国際理解教育・啓発の推進

- ① 外国につながるのある市民に対する差別・偏見をなくし、多文化共生について理解を深め、外国につながるのある市民との共生意識と相互理解を促進するため、学校教育や社会教育の場をはじめとして、あらゆる機会を通じて、人権教育と意識啓発の推進に努めます。
- ② **新** 人種や民族、国籍など特定の属性を有する人々をおとしめたり、差別や暴力行為をあおったりする言動、いわゆるヘイトスピーチ（差別扇動表現）がなくなるよう、国、県及び人権関連団体等と連携し、意識啓発に努めます。



現状と課題

すべての人は、自己及び家族の健康等を保持する権利を有することが世界人権宣言において規定され、また、日本国憲法では、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することが保障されています。

このように、誰もが心身ともに健康で安心して暮らすことは、すべての人に保障された基本的な権利であり、そのためには、疾病への社会の理解と、患者等が適正な医療を受けられることが必要です。

世界医師会が2005年（平成17年）に出した、「患者の権利に関するリスボン宣言」では、患者の権利に関して、下記11項目が記載されています。

- | | | |
|---------------|----------------|---------------|
| 1 良質の医療を受ける権利 | 2 選択の自由の権利 | 3 自己決定の権利 |
| 4 意識のない患者 | 5 法的無能力の患者 | 6 患者の意思に反する処置 |
| 7 情報に対する権利 | 8 守秘義務に対する権利 | 9 健康教育を受ける権利 |
| 10 尊厳に対する権利 | 11 宗教的支援に対する権利 | |

患者自身が疾病を克服するためには、疾病と診療内容を十分に理解することが必要です。

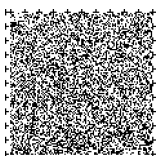
診療情報を積極的に提供することにより、医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を築き、両者が協力して疾病を克服することを目的として、「診療情報の提供等に関する指針」〔2003年（平成15年）厚生労働省〕が策定されています。

このようなことから、藤沢市民病院では、医師等医療従事者と患者相互の理解を深めるため、「患者さんの権利と責任」（適切な医療を受ける権利、知る権利、自己決定の権利、医療機関を選択する権利・セカンドオピニオン、プライバシーが保護される権利、医療に協力する責任）について、その考え方を明らかにしています。

エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者、その他の感染症患者、難病患者、精神疾患患者等に対して、無理解や誤解から、偏見をもつ人がまだ少なからずいます。

「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、エイズ患者・HIV感染者やその家族の人権問題は、「誤った認識や偏見が存在していること」が6割台半ばで最も高く、次いで「結婚問題で家族や周囲に反対されること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「差別的な言動をされること」と続いています。

人権擁護のために必要なことは、「エイズ・HIVに関する正しい知識の教育」が6割強で最も高く、次いで「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制の充実」、「相談・支援体制の充実」と続いています。正しい知識や理解の不足は、依然として存在しており、継続的な課題となっています。



本市においては、患者本位の保健・医療サービスの推進、疾病に合わせた保健・医療・福祉サービスの充実・強化と人権尊重の推進、疾病についての正しい知識の普及啓発の推進に取り組んできました。

今後も、事業を進めていく中で、多様化する相談内容への対応と、患者等への偏見や差別がなくなるよう、疾病に対する正しい理解の促進に向けて、更なる意識啓発等が求められます。

施策の方向性

(1) 患者本位の保健・医療サービスの推進

市内のどの医療機関においても、患者の人権が尊重された適正な医療が行われるよう、患者側の権利と医療機関の義務の両面からの啓発に努めます。

(2) 保健・医療・福祉・介護サービスの充実と人権意識啓発の取組支援

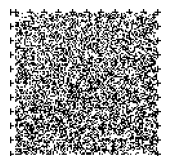
精神疾患等の方が社会参加をし、自立と社会経済活動への参加ができるよう、保健及び福祉に関する相談・訪問事業等の充実を図ります。

また、感染症患者や難病患者等に対しては、人権に配慮した相談・健診事業などの充実を図ります。

さらに、保健・医療・福祉・介護サービスの従事者に対する人権意識啓発の取組を支援します。

(3) 感染症や精神疾患等の患者についての正しい知識の普及啓発の推進

H I V等の感染症及び精神疾患等の患者やその家族が、無理解や誤解から、偏見や差別を受けることがないように、これらの疾病について、正しい理解が深まるよう普及啓発に努めます。



現状と課題

日本国憲法では、国民の勤労に関する規定として、職業選択の自由や勤労の権利等を保障しています。

また、労働基準法により、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないことや、労働者と使用者が対等の立場において決定することなどが規定されています。

しかし近年、社会構造や就業環境の変化等を背景として、契約社員や派遣社員、パートタイム、アルバイトなどの非正規雇用の労働者が増加しており、雇用全体の4割近くが非正規雇用といわれています。

本市では、就労者の権利の啓発や支援に努めてきましたが、非正規就業や所得格差、職場でのさまざまなハラスメント（嫌がらせ）、障がい者雇用の課題、セクシュアル・マイノリティの権利確保など、就労者の人権に直結する新たな課題が生じています。

また、雇用の場における男女の均等待遇や、仕事と子育ての両立支援については、良好な職場環境づくり推進のための施策を展開しているものの、今なお、多くの課題が残っています。

このように、就労者を取り巻く環境がめまぐるしく変化していることから、さまざまな対象者への就労支援や、多様化、複雑化している労働相談の充実など、変化に応じた新たな支援策が必要となっています。

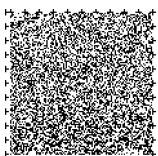
施策の方向性

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境の整備

長時間労働の抑制に向けて、企業や関係機関への働きかけを進めていくとともに、働きやすい環境づくりのための育児、介護休業制度の普及・促進を図り仕事と子育て・介護の両立支援を進めるための情報提供や意識啓発に努めていきます。

(2) 男女が平等に働くことのできる就労環境の整備 新

女性の就業継続や男性の育児参加促進のための環境整備を図るとともに、女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進（同一労働同一賃金など）、就労の場における男女平等の実現に向けた取組に努めます。



(3) 対象者に応じた就労支援の充実 新

女性、若者、高齢者、障がいのある人、外国につながりのある市民など、それぞれの対象者に応じた就労支援の充実に努めます。

(4) 就労者の権利に関する啓発の推進

職業・職種、また、正規雇用や、契約社員、派遣社員、パートタイム、アルバイトなどの非正規雇用といった任用形態等によって差別されることのないように、また就労者の権利が守られるようにさまざまな法令に定められた就労者の権利及びその適正な行使について、事業主や就労者に対し、情報提供や啓発を推進します。

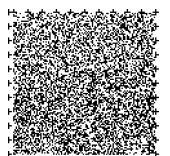
また、市内の企業や団体などが職員等の採用を行う場合には、国が定める公正な採用選考に係る指針等の各種関係規定に基づき、適正に採用事務が実施されるよう啓発に努めます。

(5) ハラスメントの根絶と被害者救済 新

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等のハラスメント行為防止のための意識啓発を進めるとともに、被害者救済のために、関係機関と連携した支援を行います。

(6) 労働相談の充実

複雑かつ多様化する労働相談に対応するため、今後とも相談対応の充実に努めます。



現状と課題

犯罪被害者は、犯罪によって、命の危機にさらされ、身体や心を傷つけられ、財産を奪われるといった深刻な被害に直面させられます。

また、被害者本人のみならず、その家族も多大な苦痛を被り、経済的理由などから、生活そのものが破壊されてしまうこともあります。

犯罪被害者やその家族は、事件そのものによる直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや誹謗中傷、また、一部の過激な取材や報道により名誉が毀損されたり、プライバシーを侵害されたりすることがあります。また、心ない言動により深く心を傷つけられるなど、二次的な被害を受けることがあります。

1985年（昭和60年）、国連総会において、被害者とその尊厳への配慮と敬意をもって扱われるべきことなどが盛り込まれた「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択されました。

国では、2005年（平成17年）の「犯罪被害者等基本法」の施行以降、犯罪被害者への精神的、経済的、医療的、情動的支援等の取組が図られています。

また、国は、「第2次犯罪被害者等基本計画」を2011年（平成23年）に策定し、この中で、5つの重点課題（損害回復・経済的支援等、精神的・身体的被害の回復・防止、刑事手続きへの関与拡充、支援等のための体制整備、国民の理解の増進と配慮・協力の確保）を掲げ、施策を推進しています。

本市においては、犯罪被害者やその家族の人権擁護に向けて、犯罪被害者等に関する教育・啓発などに取り組んできました。

今後も、市民の理解促進に向けて、啓発事業の実施等に取り組むとともに、犯罪被害者やその家族の権利や利益が守られるよう、支援策を検討する必要があります。

施策の方向性

(1) 相談・支援体制の充実

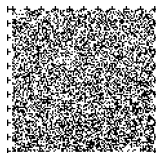
犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直ることができるよう、関係機関や支援団体と連携し、相談・支援体制の充実を検討します。

(2) 犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発

犯罪被害者について正しい理解を促すために、さまざまな機会を捉えて、教育・啓発に取り組めます。特に、当事者の精神的被害への理解を深め、二次的な被害などについても、正しい知識の習得と意識の啓発に努めます。

(3) 犯罪被害者等の支援施策の検討 **新**

犯罪被害者等の支援に向けて、情報収集を行い、より具体的な施策の検討を行います。



現状と課題

さまざまな理由から、ホームレス（野宿生活者）となり、健康で文化的な生活を送ることができない人々があります。また、ホームレスへの嫌がらせや、暴行などが人権課題となっています。

ホームレスは、路上、公園、河川敷、海岸などさまざまな場所で暮らし、ときに他の地域へ移動しながら生活しており、広域的な対策が必要となります。特に中高年層が多いことから、健康維持対策が求められています。

国においては、2002年（平成14年）に「ホームレス自立支援法」を施行し、その後、「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」〔2008年（平成20年）〕を定めるなど、自立支援へ向けた取組を行っていますが、ホームレスに対する差別や偏見は根強く、犯罪や悲惨な事件に発展する場合があります。

雇用の確保、自立支援をはじめ、ホームレスに対する差別や偏見をなくすために市民への教育や啓発を行うことが大変重要です。

施策の方向性**(1) 実態の把握**

関係機関や支援団体と協力し、当事者への実態調査やアンケート調査等を行います。

(2) 自立支援・生活支援

自立支援・生活支援のための施設の確保、職業訓練、雇用のあっせん等について、関係機関及び近隣自治体と連携して行います。

(3) 健康維持への対策

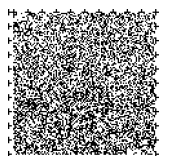
健康維持や病気、感染症対策に努めるとともに、無保険者についても、医療・保健サービスが受けられるように対策を進めます。

(4) 当事者、支援団体との連携

施策を推進し差別・偏見をなくすために、当事者、支援団体と連携します。

(5) 教育・啓発活動の推進

差別と偏見をなくすために、さまざまな機会を捉えて、教育・啓発活動を行い、人権意識の定着に努めます。



現状と課題

インターネットの普及に伴い、インターネット上において、人の尊厳を傷つける誹謗中傷などの書き込みや、人権に関するさまざまな問題が発生しており、全国的にインターネットを利用した人権侵犯事件の件数も、増加傾向にあります。

法務省の人権擁護機関が人権侵犯事件として、新規に救済手続きを開始した件数

| 人権侵犯事件数（開始件数） | 平成 22年 | 平成 23年 | 平成 24年 | 平成 25年 | 平成 26年 |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| インターネットを利用した 人権侵犯事件（件） | 658 | 636 | 671 | 957 | 1,429 |

【法務省人権擁護局 平成26年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）から】

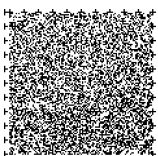
「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、インターネット上における人権問題は、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が8割弱で最も高く、次いで「出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること」、「プライバシーに関する情報が掲載されること」と続いています。人権擁護のために必要なことは、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりの強化」が7割強で最も高く、次いで「情報の提供停止や削除などに関する法的規制の強化」、「プライバシーや名誉に関する教育・啓発活動の推進」と続いています。

本市においては、インターネット利用の適正化に向けて、インターネットの利用に係る講座や講演会を実施するなど、セキュリティの技術面と意識啓発の両面において取組を実施してきました。

しかしながら、情報ネットワーク社会が急速に進展し、携帯電話やスマートフォンを子どもたちが所持する割合は、年々増加しています。

このような背景から、判断力などが未成熟な子どもがインターネットを通じて犯罪やトラブルに巻き込まれるといったケースも増えています。

インターネットを通じ、犯罪やトラブルに巻き込まれることがないよう、また、他人を誹謗中傷などの書き込みや、いじめなどがなく、インターネットを適正に使用するための情報モラル教育と意識啓発が求められます。

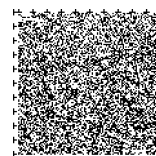


(1) 適正なインターネット利用の推進 **新**

インターネットの利用等に当たっては、SNSなど双方向のやり取りが可能なインターネットを利用したツール等により、子どもや女性などがさまざまな犯罪に巻き込まれるケースが増え、社会的な問題となっていることから、未然防止策を推進するため、さまざまな機会を捉えて、これらの危険性等について、情報モラル教育や意識啓発等の取組に努めます。

(2) インターネット上における「いじめ」などから子どもを守る取組 **新**

インターネットを通じて行われる「いじめ」の対応などについて、保護者や学校、子どもに関係する機関や団体と連携し、意識啓発の取組に努めます。



現状と課題

セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）とは、性的指向が同性又は両性に向かう人や、性同一性障がいといった人々のことをいいます。

性の多様性に対する社会の理解が不十分であることにより、性的指向や性同一性障がいの人々は、偏見や差別される場合があり、性の多様性に対する正しい理解と認識が深まるよう、一層の啓発活動や相談・支援が求められます。

【「性的指向」に関する現状と課題】

性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性または両性のいずれかに向かうかを示す概念のことで、異性愛、同性愛、両性愛を指します。

国際的な主な動きとしては、世界保健機構（WHO）が1975年（昭和50年）に定めた分類では、「性的逸脱及び障がい」の項に、「同性愛」の分類が挙げられるなど、かつて、同性愛者は、異端と見なされることが多かったものですが、1990年（平成2年）、WHOが定める基準において、「同性愛」の分類は廃止され、「性的指向自体は、障がいと考えられるべきではない。」と、同性愛自体は障がいとされなくなりました。また、WHOは、1993年（平成5年）に、「同性愛はいかなる意味でも治療の対象としない」ことを宣言しました。

これに伴い、国は、1994年（平成6年）にWHOの見解を公式基準として採用、また、1995年（平成7年）には、日本精神神経学会が、WHOなどの見解を尊重することを表明し、「同性愛はいかなる意味でも治療の対象とはならない」と宣言しました。

同性愛といった性的指向に関しては、こういった取組や表明が繰り返し行われていますが、今日でも、同性愛者などに対する偏見は根強く、少数派であるがために社会生活の中で差別されることがあります。

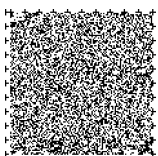
【「性同一性障がい」に関する現状と課題】

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないために社会生活に支障を来している人々がいます。

2004年（平成16年）には、「性同一性障害特例法」が施行され、性別の取扱いの変更の審査を受け、一定の条件を満たせば、戸籍上、性別の変更ができるようになりました。

また、2008年（平成20年）の法改正により、性別変更の条件が一部緩和されるなど、社会環境の改善が徐々に図られていますが、当事者は、からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、社会の中で差別や偏見を受ける現状が今なおあります。

「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、性的指向・性同一性障がいに関する人権問題は、「誤った認識や偏見が存在していること」が5割強で最も高く、次いで「差別的な言動をされること」、「地域、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」と続いています。人権擁護のために必要なことは、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進」が5割台半ばで最も高く、次いで「相談・支援体制の充実」、「法整備を行う」と続いています。市民の目からも偏見や差別、嫌がらせといった課題が指



摘されています。

セクシュアル・マイノリティの人は、偏見をおそれるなどの理由から、家族や友人といった他者に伝えられない人が多く、一方で、他者に知られたことで、偏見や差別、からかいの対象となるなど、学校や職場でのいじめや嫌がらせなどから、悩み苦しみながら生きている人も見られます。

このように、セクシュアル・マイノリティの人々への差別や人権侵害は、性的指向や、性同一性障がいについて、学習する機会が少ないことが大きな要因となっていると思われることから、今後、より一層の意識啓発が求められます。

また、同性カップルに対して、パートナーであることを証明する制度を開始した自治体の取組などについて、情報収集を図るなど、性の多様性を尊重した施策について、研究をしていく必要があります。

※ セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人々を総称して、女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）の頭文字「L」、男性同性愛者（ゲイ、Gay）の「G」、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）の「B」、そして、性同一性障がいを含む性別越境者など（トランスジェンダー、Transgender）の「T」、これらから、「L G B T」（エル・ジー・ビー・ティー）ということがあります。

施策の方向性

(1) 啓発活動の推進 **新**

さまざまな機会を利用して、性的指向や性同一性障がいに対する正しい認識が深まるよう啓発活動を進めていきます。

(2) 相談・支援 **新**

ホームページ等で相談窓口の情報提供を行い、相談・支援につなげていきます。

(3) 「性別」情報の取得等の対応 **新**

性同一性障がいの人は、生物学的な性と性の自己意識が一致していないため、戸籍上の性別を記載されることに、傷ついたり抵抗感を抱く人がいます。

このようなことから、「性別」の表記や、「性別」の情報取得については、業務上必要な場合のみとするよう対応します。

(4) 学校教育における子どもへの対応、配慮 **新**

男か女かと自問自答し、悩み苦しみ、自己肯定感をもてないまま成長し、本来の自分の姿を出せずにいることが多い、セクシュアル・マイノリティの子どもへの適切な対応と配慮に努めます。

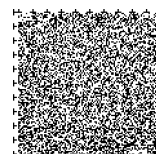
また、セクシュアル・マイノリティについて、正しい情報発信を行い、教職員と子どもに対し意識啓発に努めます。

(5) 関係機関との連携 **新**

国、県、他の自治体及び人権関連団体等と連携し、意識啓発等の取組に努めます。

(6) 先進的な取組事例等の調査研究 **新**

他の自治体や関係団体等の先進的な取組事例などについて、調査研究を行います。



現状と課題及び施策の方向性

人権の課題には、これまでに掲げているもの以外にも、さまざまな課題があります。

これらの課題においても、深刻な差別と偏見による人権侵害が起きており、具体的な対応策が求められています。また、人権の課題は、時代とともに変化することから、今後、新たな人権課題が生じることも考えられます。一人ひとりが人権課題に対して、意識を高く持つことが重要です。

(1) さまざまな人の人権

① 先住民族の人権

国では、2007年（平成19年）に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、2008年（平成20年）に衆参両議院で可決された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を踏まえ、アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持できるよう、政策の推進に向けて取り組んでいます。

この他、国連の人種差別撤廃委員会は、2014年（平成26年）9月に公表した日本に対する最終見解の中で、日本政府が琉球民族を先住民族として承認し、琉球民族の権利保護を行うことを勧告しています。

② 刑を終えて出所した人の人権

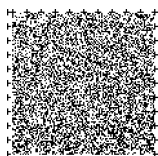
「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、罪や非行を犯した後に、罪を償って社会の一員として立ち直ろうとしている人（刑を終えて出所した人）の人権問題は、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が5割強で最も高く、次いで「就職、職場で不利な扱いを受けること」、「プライバシーが守られていないこと」、「差別的な言動をされること」と続いています。偏見や就職における差別などが課題として挙げられており、社会復帰をめざす上で極めて厳しい現実が続いています。

地域社会の一員として日常生活を営むためには、本人の意欲のほか、家族や職場、地域などの周囲の協力が必要です。

③ 北朝鮮当局による拉致被害者の人権 新

北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての市民の関心と認識を深めていくことが必要です。

また、同時に、北朝鮮当局による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人の人々等への差別につながるような意識啓発等の取組が必要です。



④ 震災等の被災者の人権 **新**

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故は、甚大な被害をもたらすとともに、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評等に基づく差別的な扱い等、多くの人権課題が発生しました。避難所におけるプライバシーの保護の他、女性や高齢者、障がいのある人、子ども、外国につながるの市民などへの対応が課題として浮き彫りとなりました。

災害時においても、あらゆる人の人権が十分尊重されるよう取組が求められています。

⑤ 婚外子の人権

婚外子は、就職や結婚等において差別されることがあります。父母の婚姻関係の有無は、子どもにとっては責任を負うことのできない事柄であり、これを理由に差別を行うことは、人権侵害です。婚外子に対する差別をなくしていくために、人権意識の啓発が必要です。

⑥ 戸籍に記載がない人の人権 **新**

日本国籍を取得する要件を満たすものの、さまざまな理由から、戸籍に記載がない人がいます。戸籍に記載がない人は、戸籍謄本等により身分を証明することができないため、種々の手続きにさまざまな不具合が発生したり、社会生活に支障をきたしたりするケースが生じます。そして何よりも、安全に安心して暮らす権利や義務を阻害するため、人権に大きな影響を及ぼします。

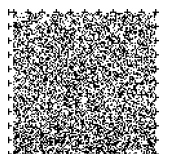
戸籍に記載がない人を把握した場合には、国と連携し、不利益が生じないよう最大限配慮をしていくことが必要です。

⑦ 難民の人権 **新**

昭和50年代前半のインドシナ難民の大量流出を契機とした難民問題に関する議論の急速な高まりを受け、国は、1981年（昭和56年）に「難民条約」を批准しました。

国における1982年（昭和57年）の難民認定制度導入から、2014年度（平成26年度）までの申請数は22,559件で、うち難民と認定されたものは、633件となっています。

生命又は身体の自由の侵害又は抑圧等のおそれから自国から逃れ、かつ自国へ帰ることができないといった難民の支援は、地球規模の課題となっており、人道的な対応が求められています。



(2) さまざまな人権課題

① 人身取引（トラフィッキング） **新**

国では、2014年（平成26年）12月に策定した「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係する行政機関等が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進しています。

性的搾取、強制労働等の人身取引（トラフィッキング）は、重大な人権侵害であることから、市民の関心と認識を深めていくことが必要です。

② 貧困・生活困窮 **新**

近年、社会経済環境の変化に伴い、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加しています。非正規雇用労働者のうち、7割は女性であるとの国の調査結果もあり、依然として男女間格差が存在しています。

また、子どもの相対的貧困率も1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、2012年（平成24年）には16.3%と、子どもの6人に1人が貧困状態となっています。

生活保護を受給している世帯主の約25%が生活保護受給世帯で育ったという調査結果もあるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じています。

このような状況の下、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する早期支援を行い、自立促進を図るための第2のセーフティネットの充実・強化が必要であることから、2015年（平成27年）4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対する包括的な支援の提供が求められています。

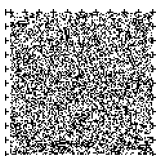
③ 自殺 **新**

自殺者数は、1998年（平成10年）に急激に増えて初めて3万人を超え、以降、2011年（平成23年）までの間、毎年3万人台で推移していました。

このような状況から、国は、国や地方自治体の責務等を定めた「自殺対策基本法」〔2006年（平成18年）〕を施行し、また、同法に基づき、自殺総合対策大綱を定めるなど、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、自殺対策に取り組んでいます。2014年（平成26年）時点でも自殺者数は、2万5千人を超え、依然として高い水準にあります。

自殺には、さまざまな要因が複雑に関係していることから、周囲の一人ひとりの気づきと見守りが何よりも大切です。

今後も、自殺対策の取組の地道な継続と総合的な推進を図り、国や医療機関、関係団体等との円滑な連携をもとに、誰もが孤立しない地域づくりが求められます。



④ 複合差別

複数の要因が重なり合った人権侵害は、より大きな被害をもたらします。このような複合的な要因からなる人権侵害（これを「複合差別」といいます。）を防止し、被害者を実効的に救済していくためには、関係する課等が相互に連携協力することによって、庁内横断的な人権施策を図ることが必要です。

⑤ 差別落書き 新

特定の個人や団体、また、特定の属性を有する人々を誹謗中傷するような落書きは、それが対象となった人の人格を傷付けたり、尊厳を否定するような内容である場合には、差別行為になります。

よって、このような差別落書きがあった場合には、人権侵害事案として捉え、国、県及び人権関連団体等と連携し、法的措置を含め具体的な対応を図ることが必要になります。

これまでに挙げた課題の他にも、社会には、特定の職業に従事する人々に対する差別（職業差別）、容姿に基づく差別、婚姻状況・家族状況・生育環境等を理由とする差別、プライバシー侵害・名誉毀損など、多くの人権課題が存在します。また、いわゆる「ひきこもり」や社交不安障がい（SAD）などにより、社会生活にうまく馴染めない人や、さまざまな困難を抱えているにもかかわらず、社会的な支援制度のはざまにあるなど、生きづらさを抱えている人もいます。

こうした人権課題や困難を抱えている人々に、人権尊重の視点できめ細かく対応していくためには、職員一人ひとりが状況や課題の把握に努める必要があります。

